

行為を選択したことに責任はあるか？

松 島 雪 江

はじめに

問題の所在と意義、本稿の構成

一 決定の構造

一―(一) 決定論の諸相 目的論的自然観、因果的決定論、機械的自然観

一―(二) 決定論の不穏な帰結

二 両立論―他行為可能性による帰責

二―(一) フランクファートの事例から見る他行為可能性

二―(二) 他行為可能性なき自由意志

三 両立論―行為者性による帰責

三―(一) 行為者性と計画性

行為を選択したことに責任はあるか？ (松島)

三七三(五〇五)

三一(二) 行為者性と時間的な幅

おわりに

はじめに

通常「法的責任」の語は、構成要件に該当する犯罪行為を行ったことや、不法行為に対する損害賠償に対応する形で現れてくる。また一定の行為に対して法的責任が問われるのは、それが主体によって自由意志に基づいてなされた行為だから、とされる。つまり法的責任論は、自由意志によって(他の選択肢を取りえたにもかかわらず)その行為の遂行を選択するよう決定した、ということに裏打ちされている、と一般には考えられている。しかし本当にそうであるか。自由意志に基づいて行為した結果であるから責任が発生するのではなく、どこかに責任を負わせる必要があるからそこに自由意志があったことにしている、とは言えないだろうか。⁽¹⁾ そもそも自由意志による選択とは、どのような条件の下での選択を指すのだろうか。そしてその選択の結果を負うことを、どう考えれば良いのだろうか。

本稿は、形式的には自由意志による選択をした結果引き受けることになる責任について考察するものである。⁽²⁾ 対象とするのは犯罪行為に対する責任の問題ではなく、当事者間の任意に任される家族法上の条項、例えば選択的夫婦別氏制などを念頭に置いている。⁽³⁾ 当事者間の合意に基づく約束事を成立させる背後には、その約束を結ぶ当事者が互いに対等であることが前提とされている。しかしこの形式的な主体の対等性やその主体の自由意志は、自分で自由に選択し決断したのだからその結果責任を負え、というアリバイ作りのために利用され、そこで生じる結果の不平等性が

ら目を逸らすことに加担していないだろうか。行為への選択や決断に自由意志はあるか、その自由意志とはどのような形に形成されているのかを概観し、「自由意志による選択」が極めて制限された中でしか成り立たないことを明らかにしたい。

そもそも自由意志なるものが存在するのかわという問題は、哲学上長く議論されているところである。自由意志の存在とは別にこの世界の在りようが所定の方向に進むとする決定論や、どうやっても宿命づけられた運命に導かれるとする運命論などは、基本的に自由意志の存在とは相いれないことになる。自由意志が否定されるとそこに法的責任は生じないことになるので、法は決定論や運命論とは親和性が低い。ただ、自由意志のみで自分の行為を選択可能なか、その選択は様々な他の可能性の中から選び取られたものなのかを考えると、いささか心もとない。私たちは自分の人生の始期さえ、自分では選択していない。ところが今度は、もし自由意志の存在だけで行為の決定をなしたのではないとすると、一定の行為に際して何がそうするよう決定させているのか、その行為を選択したことへの責任―結果として引き起こされる状態への引き受けをどのように考えることができるのか、という問題に直面することになる。

問題の所在と意義

法規範は、*all or nothing* という全か無かの形式で現わされるので、自由意志があつたかなかつたか、ゆえにそこに責任が生じるのか生じないのか、という二項対立の形で定式化される。しかし実際には自由意志の存在を必ずしも前提とできないにもかかわらず、その結果責任を負うことがある。

民法七五〇条は婚姻の際に夫又は妻の氏を称すると規定している。これは形式的に家族の自治を尊重する規定で、

行為を選択したことに責任はあるか？（松島）

どちらかの氏を強制する訳ではないという点において平等の要請には適うことになる。どちらかの姓を強制していないことから、選択可能性・他行為可能性はあり、主体間の自由な意志により選択した行為と言えそうだ。しかし、統計的にはランダムに選択すると、二択の選択率は半分ずつになるはずだが、実際にはほとんどの女性が改姓している。⁽⁴⁾これを自由意志による選択とすることができるであろうか。なるほど憲法二四条では婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、個人の尊厳と両性の本質的平等を前提としている。しかし必ずしも夫婦は対等とは言えず、諸々の社会規範や当事者間の社会的・経済的關係に左右される。事実上対等でない者間でなされる契約は実質的平等が実現されにくい、「夫または妻のどちらかの姓を選択する」という法規範によって喚起された事実上の不利益を、法によつて評価し直すことは難しい。

アリストテレスはニコマコス倫理学で「無知と強制があるときは、自由意志は発揮されていない」と考えた。ここに事実上の強制があるとするならば、その結果に対して責任を負う必要はない。つまり、姓の変更に起因する不利益を被る謂れはない。そもそもアリストテレスは随意的行為と不随意的行為とを区別し、責任が生じるのは随意的行為の場合だけと考えている。⁽⁵⁾自由意志が発揮されるためには随意的な行為であることが前提とされるが、マイノリティが選択せざるを得ないマジョリティ規範の選択は本当に随意的と言えるのだろうか。

法規範により引き起こされた行為について一定の結果責任を負うことになることを、いわゆる一般的な法的責任 *Verantwortung* と捉えるには無理があるように思われる。しかしその場合、法規範から惹起された不利益を伴う一定の結果責任 *Konsequenzen ziehen* を、因習に基づいているのだから仕方がないと肯定し続けるのは、ある種の欺瞞ではないだろうか。

とりわけ家族法領域において行為主体同士が必ずしも対等でないことは、これまでも多く指摘されている点なので、本稿ではこれ以上踏み入らない。ここで焦点を合わせたのは、行為の決定がどのように行われると理解されているのか、行為決定に対する理解の上に責任を負う（結果を引き受ける）ことがどのように考えられるのか、ということである。立場の不平等性に対して是正を求める声は当然であり、わかりやすいものでもある。しかし形式的に平等なはずの当事者間でさえ、不平等をもたらす決断を自ら行うのはなぜなのだろうか。形式的には平等とされながら、それを阻む要因を、立場や因習からではなく、自由意志による決定という要素それ自体に見ようとするのが、本稿の眼目である。

本稿の構成

自由意志をめぐる哲学的見解には、大きく分けて三つのヴァリエーションがある^⑥。世界は決定論的な法則に支配されているので自由意志とは両立しない（自由意志の存在を認めない）とする硬い決定論（ハード決定論）、同じく決定論と自由意志とは両立しないとしつつも自由意志を擁護する哲学的リバタリアニズム^⑦、そして決定論と自由意志とは両立可能とする柔らかい決定論（ソフト決定論）である。私たちが日常生活を送る中で、日々決定を繰り返しながら人生を紡いでいるという理解に立つと、自由意志の否定には直感的な違和感がある。自由意志の存在を認めているのは、哲学的リバタリアニズムと柔らかい決定論（両立論）の二つである。自由意志の存在を受け入れるがゆえに決定論を放棄せざるを得ないという哲学的リバタリアニズムが直感的には正しそうだが、この立場に立つと、環境、脳科学、遺伝子学などの生物学的・社会的な要素が決定に影響を与えるという知見を見ないことにしなくてはならなくなる。

行為を選択したことに責任はあるか？（松島）

社会や環境上の要素を考慮すると、自由意志だけで社会のありようが決定されているという見方を支持することもまた困難になる。まして決定論の立場に立つと、それは自由意志を否定するので、そこに責任を問うことは難しい。そうであるならば、ある程度の決定論を受け入れつつ、自由意志の存在も同時に認める両立論(柔軟い決定論)を取り入れざるを得なくなる。そこでまずは決定論を前提とするのか、自由意志を肯定するのか、そこにおいて因果性がどのような影響を持つてきたのかという論点を見ていく。

そうした議論の後、両立論を成り立たせる要素としての他行為可能性について検討する。決定論と自由意志とを両立可能とするには、少なくとも一定の行為を導く自由意志の「枝分かれ」がなくてはならない。これが他行為可能性(alternative possibility)である。他行為可能性があるからこそ、他ならぬこの行為を選択したものとして責任を負わせることが可能になる。しかし両立論に立ちながら、他行為可能性は必要ではないとする見解もある。これは「事実上選択不可能」な他行為可能性の存在を示すことにもなる。つまり、事実上選択不可能な他行為可能性を選択しえなかった結果に対する責任を追及できるのか、という問題になる。

事実上他行為を選択できなかったという他行為不可能性原理からは、ともかく行為者をその行為の起点として責任を負わせるという考え方が生まれている。行為と結果との間に強い連関があるならば、一定の行為に対して所定の結果が生じるはずなので、そこに結果を引き受ける道徳的責任が生じるという見方である。しかし実際には、道徳上の運 Moral Luck が示す通り、飲酒運転をしながら何事も起こらない場合と、交通事故を起こす場合がありうるように、同じ行為を取りつつ異なる結果が導かれることさえもある。行為者を行為の起点として責任を問うた場合、どのような問題や帰結が考えられるか、最後に検討していく。

一 決定の構造

「出来事Xが生じれば、それに続けて必ず出来事Yが生じる」という法則によって世界の事象の推移が全て決定されるとする決定論にも、様々な形態があり得る。木島泰三によると、決定論はまず「人間についての決定論」と「宇宙についての決定論」とに分けられる⁸⁾。

「人間についての決定論」は、人間の〇〇はすべて××により決定されているというものである。例えば人間の能力や性格は、全て遺伝により決定されているとする生物学的な遺伝決定論や、意識的な自己は脳の無意識的な過程の操り人形であるという神経科学をはじめ、人間の能力や性格は幼少期の生育環境によって全て決定されているとする環境決定論、人間の行動は全て環境から与えられた「条件付け」によって決定されているとする行動心理学に基づく決定論、人間の意識的な意志はすべて無意識の衝動によって決定されているとするフロイト主義的決定論などが挙げられる。

他方「宇宙についての決定論」（因果的決定論、物理的決定論）は、宇宙の出来事は、数学的に表現される宇宙の全ての状態と、その状態に基づいてそれ以後の状態を定める自然法則（≡物理法則）のみによって決定される、とする。そして人間の心も宇宙の一部分と考えると、「人間についての決定論」としての因果的決定論が成り立ち、この「人間についての因果的決定論」は、人間の行動や思考は全て自然法則によって決定されているということになる⁹⁾。

しかし、「人間についての因果的決定論」と、「宇宙についての因果的決定論」を重ね合わせたとき、「宇宙の現在の状態はそれに先立つ状態の結果であり、それ以後の状態の原因である」というラプラスの前提に従えば、宇宙の全

ての出来事の成り行きは、ただ一通りに定まっていることになる。これはある時点において、自然の中で働く力と全ての物体の状態を知っていて、それを分析できる強力な知性があれば、「同一の方程式のもとに宇宙の中の最も大きな物体の運動も、また最も軽い原子の運動をも包摂せしめる」^⑩ことで、どんな未来の出来事も正確に予見できるといふ「ラプラスの魔物」に何もかも操られているという不穏な帰結をもたらすことになる。

この帰結がとりわけ法学にとって不都合なのは、そこに自由意志が介在しないからである。つまり因果的決定論によれば、自由な意志で選択したように見えても、実際には選んだ以外の選択肢を選べなかつたし、他の選択肢を選ぶという自由など存在しないという自由意志否定論が導き出されることになる。そしてこの自由意志否定論は、責任概念を否定し、無意味なものとしてしまう。カントは超越論的な自由が確立されない限り、因果関係による結びつきと決定論とは二律背反が生じるとしている^⑪。これは決定論に立つてもなお責任を課すことが可能かという問いで、直感的にそれは両立しえないと考えられるだろう。通常、行為Xをしたことへの責任は、Xをしないという決定ができたにもかかわらずXをなしたことに課せられるのだから、決定論的立場からは、いかなる道德法則も、また道德法則に應じたいかなる帰責も不可能となる。

決定論と自由意志との両立不可能性を前提として、自由意志の存在を否定する見解が、硬い決定論(ハード決定論) *hard determinism* である。これまで挙げてきた決定論はこの硬い決定論で、決定論と、自由意志や自由意志に基づく責任との両立を否定するとしており、いわゆる非両立論 *incompatibilism* の立場に立つ。

同じ非両立論の立場でありながら、硬い決定論とは逆の立場をとる非両立論が、哲学的リバタリアニズムの考え方である。哲学的リバタリアニズムとは、物理法則をも乗り越える根源的な自由意志を肯定するという意味での自由至

上主義を取り、決定論が自由意志とは相いれないことを前提としたうえで、自然法則を乗り越える自由意志の存在を認める。つまり、自由意志の下で決定論は存在しないということになる。¹²

最後に決定論と自由意志とが両立可能とみる両立論 *compatibilism* ¹³がある。この見解に立つと、決定論を認めても、自由意志の存在と作用を断念する必要はない。ここでは自由意志概念を、哲学的リバタリアンたちが考えているような、あからさまに因果的決定論と衝突するようなものとしてではなく、因果的決定論に抵触しない「デフレ的」な概念へと伝統的自由概念を切り詰めて理解する。¹⁴例えば自由を外的障害の欠如と考えるホップズは、人間には自由自在に好きな欲求を生み出す力はなく、どんな欲求を持つようになるのかは自然法則によって決定されている（＝因果的決定論）とするが、決定論的世界の中でも人間は、ある場合には自分の欲求を達成することができる（し、別の場合には欲求を外的な障害に阻まれてしまう）、と考える。

自分自身の欲求が思い通り達成できる状態が「自由」で、それが阻まれているのが「不自由」なので、こうして定義された自由概念は、決定論的な世界の中でも存続可能だと考えられる。こうした両立論について、法律家や政治家など実務的な場面で人間にかかわる人々は、両立論的自由で満足していると指摘されることがある。¹⁵しかしここでは更に進んで、その両立論的自由意志から帰結される結果責任についても考えなくてはならない。直感的には両立不可能と思われる決定論と自由意志論とを架橋する両立論から導かれる結果責任は、硬い決定論や哲学的リバタリアニズムによる責任概念とは異なる見方を提供することになるはずである。

そもそも決定論と自由意志との関係をどう見るかや、その関係性から導かれる責任追及の態度のうち、どの主張を採用すべきかは今も議論の続くところで、そのうちどれが正しいとここで判断することはできない。しかしオイディ

プス王¹⁶のように、所詮何もかも宿命づけられているという見方は採用したくないという直感があり、もし採用してしまふと法的責任は問えないこととなる。したがって法的な責任概念を考えるうえでは、硬い決定論を採用することはできないことになる。採用できない事情がある、とも言える。とすると自由意志が存在することになる、もしくは存在するものと考えなくてはならなくなる。この点から見ると、法学においては事実として自由意志の有無を問題にしているのではなく、社会的要請として求められる自由意志が問題にされている。法学は「自由意志という虚構」構造に依存しているといえるだろう。

自由意志を行為の源とする哲学的リバタリアニズムに対して、自由意志が発生する数ミリ秒前に脳が既に反応しているというリベットの¹⁷実験や、環境、条件付けなどといった外部要因の影響を示唆する知見を取り入れると、決定論を否定して根源的な自由意志のみを肯定するのも困難である。事実決定論は、様々な形で現在に至るまで継承され続けている。

本稿では、所定の行為と結果との因果関係やそれに伴う責任といった、従来刑法領域で多く扱われていた明確な法的責任ではなく、もつと曖昧な形を取らざるを得ないような決定行為とその結果を負うことについて、俎上に載せようとしている。そもそも一定の選択やそれに基づく行為をしたことがどのような意味を持つのか、その結果を負う、つまり責任があるということをどのように位置づけることができるのか。これらを検討していくために、まずは決定論と自由意志の関係を直感的ではない形で整理する必要がある。

一―(一) 決定論の諸相

目的論的自然観

プラトン・イデア論の影響を受けたアリストテレスの目的論は、その後の決定論を語るうえで重要な意味を持つ。アリストテレスはプラトンのイデア論を現世化する形で、自然現象全般が「何のために」という「目的」に関連して説明できるとする目的論的自然観を示している。¹⁸それは目的因、形相因、作用因、質量因からなる四原因説に基づくもので、自然物についてもその「目的」を明らかにせねば、説明は完結しないと考える。そして自然運動もまた、常に「どこへ」「何を目指して」という終わり、つまり目的を問うことができるとする。目的という終着点を問うアリストテレスの自然観は、因果的決定論にも影響を与えることになる。

因果的決定論

ストア派は宇宙の目的論的構造を、宇宙に浸透する理性的な魂、すなわち神に由来すると考えた。「神」は人間の行為を、人間の理性が導くのと同じように、宇宙を目的論的に導くとして、因果的決定論を支持している。ここでは理性的存在者としての神と人間が「宇宙の目的」であり、他の事物はその「手段」となる。目的⇨手段関係を神と人間へと一元的に徹底させることで、宇宙秩序の道具的な最善性・最適性を突き詰めれば、過去から未来へ続く出来事の連鎖の在り方はただ一通りでしかありえないという、宇宙の因果的秩序に基づく因果的決定論に繋がることになる。これは、あたかも世界が「巧妙に設計された機械仕掛け」という理解である。因果的決定論は、未来は過去に似るという自然の斉一性、どんな出来事にも原因があるという因果律、行為者を最初の原因とする因果関係はあり得ないとする行為者因果の不可能性を前提とすることになる。¹⁹

行為を選択したことに責任はあるか？ (松島)

因果的決定論からは自由意志が否定されるはずなのに、人々は自由意志があると誤解している点につき、スピノザは有益な示唆を与えてくれる。スピノザは自然現象を「何のために」という目的として説明しようとする目的論的自然観を先入観として否定した形で、因果的決定論を取る。木島はスピノザから着想を得て、自由意志に関して次のように提示している。⁽²⁰⁾

- ① 人々は、自らが自由であるという意見を抱いている。人間も自然物の一つであり、人間の意志にも欲求にもそれを形成した原因がある。(つまり人間の意志に対して決定論が適用される。)しかし人々は自分の意志という「結果」しか意識できず、自分をそこへ決定した「原因」については無知であるがゆえに、自分の意志は何の原因もなしに、つまり自分が自分の力だけで決めたと思い込む。決定論的な世界の中で、「自由意志」という錯覚が生み出される。
- ② 人々が万事をなすのは目的のため、つまり自分が欲している利益のためであるという帰結をもたらす。人々は自己利益追求という普遍的な「目的」を抱き、その目的を目指して行動している。人々はお互いの行為について自分が直接に意識している「何のために」という目的を知りたがり、またそれを告げ合うが、その目的としての欲求を形成した原因に関しては意識することがないので、それを聞けば満足し、さらには他人の内心も同じような仕方でも推察するようになる。

そして「目的」を問いかけ合い、その答えを聞いて満足するという習慣を身に着けた人々が、この思考法を拡張させた結果、目的と手段というカテゴリーで自然を理解するという迷信が根付いていくと考える。ここで人間による目的の設定は自由意志に由来するという錯覚が前提とされているので、自由意志という錯覚と目的論的自然観とが共犯関係にあることになる。「自由意志と目的論的自然観」という先入観、それが生み出した超越論的人格神という迷信、

その迷信を支える難解な神学体系、それらは相互に支え合つて巨大な「構築物」をなし、「殆どの学問は、目的―手段關係に基づいて組織されているので、この構築物を支え続ける役割しか持たない」²¹ことになるという指摘は、現在私たちが法的責任を問う構造への批判にもなる。

機械的自然観

近代以降、全ての自然現象は、物体の衝突規則のような、単純で厳密な数理的に定式化できる法則に従うものとして理解できるとする機械論的自然観が生じ、それまでの目的論的自然観に批判が加えられた。デカルトも機械論的自然観を採用し、人間の身体をも一種の精巧な機械として説明している。しかし、意志を持ち、自らの目的を目指してふるまう人間の心に関しては、機械論の適用を除外する。またホッブズは、機械論的自然観から人間に関する因果的決定論を引き出すのではなく、人間の心だけに別格の扱いを与え、哲学的リバタリアニズムにも似た自由意志を確保している。

一―(二) 決定論の不穏な帰結

初期ストア派は、「この宇宙が一つであり、あらゆるものは相互に結び付き、生じたものからはすべて何か別のものが結果し、結果したものは先の物を原因としてそれに必然的に結びつく」として原因の無限後退という宿命を前提としていた。²²そこでは自由意志による責任は発生しない。しかしストア派のクリシッポスは、たとえ宿命があつたとしても、それだけが全てではないとして、決定論の不穏な帰結に対していわば両立論を提示している。²³

クリシッポスは「宿命が必然の力をもたらすことで、万事は宿命によつて起こる」という決定論と、「心の自発

行為を選択したことに責任はあるか? (松島)

的な動きはいかなる宿命にもよらない」という自由意志論の間で、仲裁者の役割を果たした。クリュシッポスは、何ものも先行する原因なしには生じないが、同時に必然性を否認する。そこで彼は円筒とコマの例を挙げている。円筒とコマ（円錐）は押しして弾みを付けなければ動き始められない（＝先行する原因がある）が、動き始めるとそれぞれ異なる軌跡を描く。いったん動き始めたら、それ自身の本性によってそれぞれの軌跡を描く（＝自由意志が存在する）ので、それは我々の権能の内にある、とする²⁴。ただ、「必然的であることは強制によるということではなく、そのような自然本性のものが、それ以外の状況に取り囲まれることが不可能であるような状況に取り囲まれたときに、それ以外の仕方でも動くことが不可能であるということによる²⁵」として、他行為可能性を示唆しつつ、有害な自然物や無益な自然物であっても、最善の秩序をもたらすためのやむを得ない副産物・必要悪であるとして、各人の「分の中で生きる」ことに徳性を見出していることは注意すべきだろう。ここからは当然、既存の制度を批判的に眺める視点は出てこない。

こうした自由と決定論とを両立可能性とした際に立ち現れてくる自由のデフレ的概念に対し、自由とは必然性を指すとしか理解されないのだから、最高存在への束縛こそが真の意味の自由であり、自由を本来の意味とは正反対に定義しなおすことで、両立論は自由と決定論の一致を強弁している、という批判もある²⁶。しかし必然や運命への隷属を「自由」と呼び代えることで、字面の上でだけ決定論と自由を両立させようという「苦し紛れの言い逃れ」とする指摘は、「自由意志に見せかけた隷属的決断」について、その帰責性を問うのに重要な要素でもある。

ところで、宿命や運命に関しては、全てが運命で決定づけられるとする普遍論の他に、限定的な運命論を説くものもある。この世で生じる出来事のうち、運命として定められているのは一部分であり、因果の「枝分かれ」を自力で

作り出せるとする考え方である。この「枝分かれ」、つまり選択の余地があるかどうかの問題である。これが他行為可能性である。

二 両立論―他行為可能性による帰責

従来、両立論・非両立論のどちらの立場に立っても、自由の意味の核心は「他行為可能性 alternative possibility」にあると考えられてきた。つまり、「そうしなくてもいられた」にもかかわらず「その行為を選択した」ことに自由意志が存在し、自由意志に基づく選択に関連して責任が生じるというものである。

しかしストローソンは、他人の行為を道徳的に評価したり、その責任を追及することは、人が怒りという制御できない感情を持つのと同様に人間社会の根源的なあり方であり、相互の道徳的評価・帰責という実践は、我々の社会を今あるようなものとして成立させる枠組みなのだから、その枠組みは理論的改定や決断によって変更できるようなものではないとして、決定論を認めるかどうかという問題と自由の問題を切り離した両立論を展開した。²⁷⁾

他方フランクファートは、道徳的実践は他行為可能性を前提にしない、とする論文「選択可能性と道徳的責任」²⁸⁾を展開した。これは他行為可能性があつたとしても、本人がある行為を望みその通りになった場合、その行為に対する道徳的責任は免除されず、むしろ、「本人がなした行為」という「行為者性」にこそ自由の核心がある、とするものである。ここでは両立論をフランクファートの立場から考察していく。

二―(一) フランクファートの事例から見る他行為可能性

一般に他行為可能性原理では、ある人格について、その人が自分の為したこととして道徳的責任があるのは、その人が別のこともなしえた場合のみとされる。しかしフランクファートは、選択可能性原理を自由の核心に置くのは誤りと考え、たとえ別のことをなしえなかった(他行為不可能性)としても、人格は自らの為したことに關して道徳的責任を問われうる、とした。

同一の事情によりある人格の行為が引き起こされ、かつその行為が不可避になる状況を考えてみる。例えば、ある人格が何かをするように強制されている状況、催眠術の暗示によつて行為を強いられている状況、何らかの内的衝動に駆り立てられて行動している状況などがあり得るだろう。暗黙裡に脳内に電極が埋め込まれているかもしれない。これらの状況では、その人格が別のことをさせないようにする他からの要因や事情がある。しかし、このような状況でありながら、その要因や事情が本人の行為を強いているわけではないこともある、というのがフランクファートの提起した事例である。⁽²⁹⁾

PはSから、行為Aを行わねば非常に厳しい懲罰を与える、と脅迫され(もしくは催眠術を掛けられた、薬を投与された、脳と神経のプログラムを操作された、など)、PはAを行った。PはAに対して責任を負うか?

これについて考えられる態度は大きく分けて二つある。⁽³⁰⁾

- ① PはSの脅しに屈して行為Aを行った。

この場合、PにAの責任を負わせることはできない。

② Pは厳しい懲罰を避けようという分別のある人間ではなく（催眠術や薬、脳への介入が効果を持たず）、もともと行為Aを行おうと決心しており、脅迫がなくても行為Aを行った場合。

この場合、脅迫はいかなる効力も持っていないし、脅迫があつたから責任が免除されるわけではなく、必ず行為Aを行おうとするPから他行為を奪つてはいない。

②のケースにおいて、Aは脅迫のことを考慮せずその行為を遂行したのだから、脅迫があつても自らの行為に関する道徳的責任は軽くなるはずである。ここでは介入があろうとなかろうと、PはA以外の選択肢を持つておらず、Pの道徳的責任は、背後に邪悪な意図が潜んでいたという事実からは影響を受けないことになる。ここから導かれるのは、別のことがなしえなかったということだけが理由でそうしたのでなければ、道徳的責任はあり（ケース②）、別のことをなしえなかったということだけが理由でそうしたのであれば、道徳的責任はない（ケース①）、ということになる。

現実には、本人が何かをするよう動かしたり導いたりしていないのに、そうする以外の選択肢は残されず、本人がその事情の下で行為することも考えられるという一例である。フランクファートは何事かをなした人格にとり、別のことはなしえなかったという事実が、道徳的責任の問題と必ずしも関係があるとは言えないので、強制と道徳的責任は互いに相いれず、強制されると自由も道徳的責任も奪われる（つまり選択不可能性により、道徳的責任は強制の前にあつて免除される）、という考えは誤りであるとする。

二―(二) 他行為可能性なき自由意志

他行為可能性ではなく、行為者に道徳的責任を見るフランクファートの議論を続けて見ていこう。フランクファートは「意志の自由と人格という概念」の中で、道徳的責任を問えるほど十分な行為者性を持ったものとして「人格性」を考えている。⁽³¹⁾人間は、自分が持っている嗜好や目的に関して、実際とは異なる状態にあることを欲することができる。この反省的な自己評価の能力は、人間以外の動物にはないとして、あることを欲することについて、欲求を階層に分けて考察している。

例えば、「食べ放題のお店で思う存分食べたい」という欲求と、「太りたくないで食欲を抑制したい」という欲求とを挙げることができる。「思う存分食べたい」というのは行為に対する欲求で、これを一階の欲求とフランクファートは呼ぶ。行為に対する欲求は人間以外の動物でも持ちうる欲求である。他方、「食べたくはあるけれど、太りたくないで食欲を抑制したい」というのは、自分自身の欲求の在り方に対する欲求となり、これは二階の欲求と呼ばれる。二階の欲求は人間だけが持つ欲求とされる。行為に対する欲求、つまり一階の欲求は、したいことをする自由であり、自由に行為することだが、それは自由意志によって行為することとは異なる。生じた欲求に従って行為する(自由に行為する)のではなく、自分が欲する意志を持った欲求に従って行為する(自由意志に従って行為する)からこそ、それは自由意志によって行為したこととなり、「これは私のなした行為だ」と言えることになる、という。人格であることにとって本質的なのは、一階の欲求だけでなく二階の意志を持つことにある。自由意志を享受しているということは、何らかの二階(ないしはそれより高階の)欲求が充足されていることを意味し、自由意志を享受していないということは、欲求が充足されないことを意味する。ある人格の意志は、自分が欲している意志を持つ自由があるかど

うかという二階の欲求を持ちうるかの問題であり、他行為可能性の有無にかかわるものではない、というフランクファートの見解は、かように導き出される。もちろん「そうするしかない」のであれば「自由にそうした」とは言えない（他行為可能性なき自由はない）、という批判も依然残るが、その点を更に考察するためにも、二階の意志を持つ行為者をより厳密に検討する必要がある。

三 両立論—行為者性による帰責

三—(一) 行為者性と計画性

フランクファートの行為者性概念については、ブラットマンの考察が更なる示唆を与えてくれる。ブラットマンは行為者性に関して、「行為者性はその行為が私の欲求と私の信念によって因果的に引き起こされたものだという点に存しており、私以外の外からの力ではなく、まさに私の欲求と信念が原因となってその行為が生じたがゆえに、それは私のなした行為といえる」と捉えるのは十分ではないとして、「時間的な幅を持った行為者性」を提示している⁽³²⁾。ブラットマンの行為者性を考えるにあたって重要になるのが計画性の概念である⁽³³⁾。

ブラットマンによると計画とは、行動に影響を与えるのみならず、行動を制御するものであり、行為者性の中心を支えるものになる。「論文の締め切りが迫っていて今すぐにも取り掛かりたい。しかし授業の準備もある。授業準備はしなくてもそここの授業はできるだろうから、論文だけに専念したいところだが、計画を立て、今日は午前中に授業の準備をして、午後から論文にとりかかるところにしよう」というのが計画であり、行為を決定する源になる。

行為を選択したことに責任はあるか？（松島）

通常、計画は、ひとまずは立てた計画を再検討かつ放棄しないという合理的圧力のもとに安定性があり、目的・手段に関する合理性と整合性が求められていると考えられる。

いくつかの選択肢が与えられた時に、考慮に基づいた決定と考慮に基づかない計画とがある。計画を組み立てる局面において、通常は様々な選択肢をめぐり考慮に基づいて決定を行うが、考慮に基づかない計画とは、それらの選択肢がそれまでに立てていた計画の構造に制約されている、ということを示している。

- ① 計画を組み立てる局面で、ある要素を優先させながら考慮に基づいてなされた決定が合理的だった。
- ② これまでのところ、その計画の途中までは首尾よく実行できている。
- ③ その計画は整合性と一貫性の要請を満たし、様々な仕方で安定している。
- ④ その安定は理にかなったものである。
- ⑤ 現状に再検討を促すような問題や「もつれ」がない。

これらの条件を満たしたときに、計画は考慮に基づかず実行に移されるといふ。つまり、選択肢はそもそも因果論的に制約されて狭められている、ということでもある。

因果論的に考えると、その行動が「理にかなっている」というのは、少なくとも一つの常識的な評価形式に基づいて、合理性に関して深刻な形で非難されることのないように行為しているときを指す。そして私の計画は、考慮に基づいた一連の合理的決定によって生み出されたものであり、今現在、私の計画は整合的で一貫性があり、また理にかなった仕方で安定している。その安定性ゆえに、さらに再検討することなくその計画を実行している、ということになり、「理にかなう」因果を断ち切って考慮に基づく決定をなすことが、そもそも極めて困難な循環をなしている。

だが、その安定性が一方の人物にとつては理にかなうものの、もう一方の人物にとつては理にかなっていないという状態も確実に存在する。⁽³⁴⁾「考慮に基づかない計画」を遂行することにさえ無自覚であることへの再考が迫られるだろう。

三―(二) 行為者性と時間的な幅

主体的な「行為者性」と「考慮に基づかない計画」との関係を考えるにあたり、ブラットマンは「時間的な幅を持った行為者性」という見方を示している。私たちが単に自らの欲求や成功によって動かされるだけの存在ではないことには、多くの同意を得られるだろう。ブラットマンはフランクファートの一階・二階の欲求を、さらに一階の欲求を肯定・否定する高階の態度を持つ能力⇨弱い反省能力と、一階の欲求に対して、私がどのような立場をとるか決定する能力⇨強い反省能力とに分類する。「考慮に基づかない計画」に関して、反省的でない人が計画的に行為することや、自分の動機付けについて反省的であるにもかかわらず、計画を立てることがなく、それ故に自らの行為者を認識できない人もいることを考慮するために、自らの行為者性を、時間的な幅を持ったものとして捉えることにより理解していこうとしている。

通常私たちは、ある時点における自分の行為について、過去に行為しており、そして将来においても行為する行為者と同一人の行為として捉えている。この過去から将来へと続く同一性が、時間的な幅を持った行為者性ということである。未来との心理的なつながりの有無は、ある程度まで行為者の活動の（ときには意図された）産物でもある。つまり行為者は、その瞬間にだけ存在するようなものではなく、時間的な幅を持っている。行為者がある欲求を支持す

るといふのは、長期にわたる行為者の活動に特有なつながりを構成し、支えることを通じて、時間を通じたその人の行為者性をまとめ上げるのを容易なものとしている何らかの態度によつて、その欲求が支持される、ということである。時間的な幅といふのは、過去の上にか現在や将来が形成されないといふ、過去の因果的制約でもある。

ブラットマンは強い反省能力をより高階の方針として、自己統制の方針と呼んでいる。しかし人は、自分のものとは思えないような自己統制の方針を持つてしまうこともあり得ることも示唆する。特に権威は高階の態度に訴えるので、権威の問題に応答するため、単に更なる高階の態度に訴えるのでは、無限後退に陥ることになる。無限後退を食い止めるため、ブラットマンは自己統制の方針に対する満足的重要性を説く。ある自己統制の方針と、他の自己統制の方針との間に葛藤が存在することもあり得るが、人が自分の自己統制の方針に満足できるのは、その方針が、その人の持つ他の自己統制の方針による異議申し立てを受けていないときだと考える。

さらに、欲求と行為との間が必ずしも連動しないことがあると指摘する。人がある欲求に動機づけられているとき、普通はその欲求が行為を正当化する目的を示すと考えられるが、

① 行為者がある欲求に動機づけられているが、本人がそれに気づいていない場合

② 行為者がある欲求に動機づけられているのは、その欲求を取り除きたいがゆえの場合

には、欲求と行為とがばらばらに生じることもあると考えられる。行為者がある欲求を支持するとは、行為者がその欲求の然るべき働きを支持する自己統制の方針を持つことであり、単にその欲求が動機として働くこととは異なるという。

選択可能性ではなく行為者に責任を帰属させる考え方は、一見より厳しい責任能力を求めるものと考えられるか

もしれない。しかしフランクファートやブラットマンが考える行為性は、自分がしたいことをする欲求に基づくのではなく、自分が欲する意志を持った欲求（二階以上の欲求）に従い、反省的に行為することを指しており、それは極めて随意的な行為となる。他方、この随意的な二階の欲求を遂行するにあたり計画概念が提示されるが、この計画には時間的な幅という因果的制約が課せられている。行為者性の対象となる欲求が限定されること、その欲求をなすにあつての選択には因果性があることを加味すると、必ずしも行為者性が求める責任の余地は大きいものとはならない。この議論が射程に入れるのは、あくまでもそうした限定的意味における自由意志に基づいた行為に対して、結果を引き受ける責任に過ぎないからである。

おわりに

明確な意志の下で反省的に決定をなす場合と異なり、形式的に平等なはずの当事者間でさえ、不平等をもたらす決断がなぜ行われるかについて、ひとまずの答えが出ただろう。行為者性における時間の幅を考えると、決断を下すにあつても現状肯定バイアスに繋がる因果的制約に縛られている。ゆえに不平等をもたらすような決定が繰り返され、それが、因果的制約をさらに強化する。反省的にその制約から逃れるために必要なのは個人の意志ではなく、そのような決定を迫らざるを得ない法規範の改変でしかない。従つて、そのような行為をなした結果に対する責任は、個人に帰せられるのではなく、法規範の構造的差別に見るべきである。

硬い決定論、哲学的リバタリアニズム、柔軟かい決定論を辿りながら、自由意志がどのように扱われてきたかを概

観した。現代の科学的知見の中にも事物の決定論的要素は様々に見られるが、責任概念を論じるには自由意志の存在が不可欠なので、柔軟い決定論を選択せざるを得なくなる。柔軟い決定論が事実だからそれを選択するのではなく、柔軟い決定論でないとは都合だから、それを選択していることになる。硬い決定論を採用しないとすると、両立論も哲学的リバタリアニズムも、いくばくかの自由意志が必要になる。自由意志を発揮するためには、行為選択の際に枝分かれが生じていることが所与になるが、この枝分かれを構成する他行為可能性がなくても責任を取れるという見解は、他行為可能性があるにもかかわらず事実上それが機能しにくいということとパラレルでもある。なぜならば、他行為可能性ではなく行為者性に責任の源を求めても、その行為者性には時間的な幅という因果論的制約があり、その枝分かれを霞ませているからだ。行為者性の議論からは、自己統制的方針によって行為が正当化され満足がもたらされると考えられているが、その自己統制的方針さえも時間の幅という因果的制約から逃れることはできない。因果論的制約の下でなされた決定が、自己統制的方針によって確認されるといふ循環を取るに過ぎない。自由意志の存在を尊重しようとして両立論による責任を追及していこうとすると、逆説的にきわめて決定論と近似してくる。

法規範により引き起こされた行為について一定の結果責任を負うことを、自由意志の名において正当化するにせよ、因習の名において肯定するにせよ、それは一定の結果責任を負わせざるを得ないからどこかに責任を負わせる、という虚構の構造に変わりはない。自分の自由意志で行った行為に対しては自己責任論が問われるが、そもそも責任から逃れられない構造が前提にある。なぜ規範は中立的なのに偏った決定を行うのか、そしてなぜ決定されたことの結果に責任を負うことになるのかの問題は、規範そのものに内在化された構造的差別の問題ともいえるのではないだろうか。

(1) 「自由だから責任が発生するのではない。逆に我々は責任者を見つけないから、つまり事件のけじめをつける必要があるから行為者を自由だと社会が宣言するのである。自由は責任のための必要条件ではなく逆に、因果論で責任概念を定立する結果、論理的に要請される社会的虚構に他ならない。」小坂井敏晶『責任という虚構』ちくま学芸文庫、二〇二〇年、二四五頁。

(2) 日本語での「責任」概念は、様々な要素を含んでいる。例えばドイツ語では、拘束の意味合いのある *Haft*、罪悪感の意味合いを持つ *Schuld*、応答することに対応する *Verantwortung* などの語は全て「責任」とされる。 *Konsequenzen ziehen* は「責任を負う」となるが、これは「結果を引き受ける」ことから発生する責任の概念であり、本稿で検討するのは *Konsequenzen ziehen* の意味での責任である。

(3) ここでは一例として選択的夫婦別姓を挙げたが、それに留まるものではない。社会のマイノリティがマジョリティ規範に従わざるを得ないこと、その結果責任を自由意志による決断に求めることの欺瞞性に着目するものである。

(4) 平成二八年度の厚生労働省人口動態統計によると、平成二七年時点で全体の九六・〇%が婚姻後に夫の氏を選択している。因みにこの割合は初婚同士だと九七・一%、再婚同士だと九一・〇%になる。

(5) アリストテレス『ニコマコス倫理学』岩波文庫、一九七一年、三巻第一章。

(6) 決定論と自由意志については、以下に詳しい。丹治信春監修『自由と行為の哲学』、春秋社、二〇一〇年、特に五頁以下の野矢茂樹による序文。木島泰三『自由意志の向こう側』講談社選書メチエ、二〇二〇年。

(7) 決定論の文脈では「リバタリアニズム」としてのみ表記されるが、社会科学の文脈では政治的リバタリアニズムと区別する必要があるため、本稿では哲学的リバタリアニズムとしている。

(8) 木島前掲書は、決定論をめぐる哲学史について明確に整理をしている。本稿の決定論への見方は木島の分類に負うところが大きい。

(9) 木島前掲書八頁以下。

(10) ピエール・シモン・ラプラス『確率の哲学的思考』岩波文庫、一九九七年。

行為を選択したことに責任はあるか？ (松島)

- (11) カント『実践理性批判1』中山元訳、光文社古典新訳文庫、二〇一三年、序文。
- (12) Robert Kane, *The Significance of Free Will*, Oxford University Press, 1998. Peter van Inwagen, *The Incompatibility of Free Will and Determinism*, *Philosophical Studies* 27, 1975. 邦訳「自由意志と決定論の両立不可能性」『自由と行為の哲学』。
- (13) 両立論は、硬い決定論(ハード決定論)に対して、柔らかい決定論、ソフト決定論 *soft determinism* とも呼ばれる。
- (14) 両立論における自由を「デフレ的」とするのは、木島に倣った。
- (15) ダニエル・C・デネット「人であることと自由意志」スキナー、デネット、リベット『自由意志』岩波書店、二〇二〇年。
- (16) 運命にあらがおうとしてもできない運命が存在し、人の将来を決めるといふオイディプス王の例は、厳密には決定論ではなく運命論になる。因果的決定論は目的論の要素を持たないが、運命論は運命という最終地点を目指すので、目的論の一種となる。
- (17) 自由意志、脳の活動、行為の相互連関とその発生時間について、ベンジャミン・リベットが行った脳科学実験。自由意志が行為の出発点であるとするならば、自由意志↓自由意志によって喚起された脳の活動↓行為となるはずだが、実験の結果、脳の活動↓自由意志↓行為となり、自由意志によって意識的な決定を行う前に、既に脳に無意識的な準備電位が表れていることを示した。
- (18) アリストテレス『形而上学』岩波書店、二〇一五年。千葉恵「アリストテレスの目的論的自然観Ⅰ」北海道大学文学部紀要四二巻二号、一九九四年一月。
- (19) 伊佐敷隆弘「因果と決定論」宮崎大学教育文化学部紀要、人文科学第二二号、二〇〇九年、一頁。
- (20) 木島前掲書、二六〜三二頁。
- (21) スピノザ『エチカ』岩波文庫、一九五一年。
- (22) 『初期ストア派断片集3』京都大学出版会、二〇〇二年、二五〇頁以下。
- (23) 宿命論に対して「無為の議論」を展開し、その欠陥を暴いている。無為の議論とは、「病氣から回復することが君に宿命づけられているなら、医者を呼んでも呼ばなくても回復するだろう。だが回復しないことが君に宿命づけられているなら、医

者を呼んでも呼ばなくても回復しないだろう。しかるに、回復することが君に宿命づけられているか、回復しないことが宿命づけられているかのいずれかである。それゆえ、君が医者を呼んでも無駄である。」この詭弁性は、「子供を持つことが宿命づけられているなら婦人と交わっても交わらなくても子供を持つので、婦人と交わっても無駄である」とも言い換えられる。

(24) 『初期ストア派断片集3』二七七八頁。

(25) 前掲書二八二頁。

(26) ウィリアム・ジェイムズによるこの批判に対して、ジェイムズは両立論を誤って捉えているとの反論もある。

(27) P. F. Strawson, *Freedom and Resentment*, in *Freedom and Resentment and Other Essays*, Routledge, 2008. 邦訳「自由と怒り」『自由と行為の哲学』。

(28) Harry G. Frankfurt, *Alternate Possibilities and Moral Responsibility*, in *The Importance of What We Care About; Philosophical Essays*, Cambridge University Press, 1988. 邦訳「選択可能性と道德的責任」『自由と行為の哲学』。トッドは alternative possibility が他行為可能性ではなく、選択可能性と訳出されている。

(29) フランクファート、八三頁以下。

(30) フランクファートはこの事例への態度として二つの例を出す。ここでは②のうち二つの態度をまとめてある。

(31) Harry G. Frankfurt, *Freedom of the Will and the Concept of a Person*, in *The Importance of What We Care About; Philosophical Essays*, Cambridge University Press, 1988. 邦訳「意志の自由と人格という概念」『自由と行為の哲学』。

(32) Michael E. Bratman, *Reflection, Planning and Temporally Extended Agency*, in *Structures of Agency*, Oxford University Press, 2007. 邦訳「反省・計画・時間的な幅を持った行為者性」『自由と行為の哲学』。

(33) Michael E. Bratman, *Taking Rights Seriously*, Millgram ed., in *Varieties of Practical Reasoning*, MIT Press, 2001. 邦訳「計画を重要視する」『自由と行為の哲学』。

(34) 一定の行為が偶然理にかなった結果をもたらすか否かの問題は、道德的な運 Moral Luck の問題でもある。道德的運については、Bernard Williams, *Moral Luck*, in *Moral Luck: Philosophical Papers 1973-1980*, Cambridge University Press, 1981.

行為を選択したことに責任はあるか？ (松島)

日本法学 第八十七卷第二号（二〇二一年九月）

四〇〇（五三二）

Thomas Nagel, *Moral Luck*, in *Moral Questions*, Cambridge University Press, 1979. 古田徹也「現代の英米圏の倫理学における運の問題」社会と倫理三二号、二〇一七年。